

○宮崎大学医学部附属病院薬剤部規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成26年4月16日 令和2年2月19日
令和2年10月21日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程(以下「病院規程」という。)第14条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院薬剤部(以下「薬剤部」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(室)

第2条 薬剤部に、次の室を置く。

- (1) 薬務室
- (2) 薬品管理室
- (3) 調剤室
- (4) 製剤室
- (5) 薬物動態解析室
- (6) 薬品情報室
- (7) 薬剤管理指導室

(薬務室)

第3条 薬務室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 薬剤部の業務に関し、総括し、及び連絡調整に関する事。
- (2) 薬品の購入計画に関する事。
- (3) 薬剤部に係る調査統計及び報告に関する事。
- (4) 薬剤部の物品の供用及び保管に関する事。
- (5) 薬事委員会及び治験審査委員会の事務に関する事。
- (6) 試用医薬品に関する事。
- (7) 室長会議に関する事。
- (8) 医学部又は薬学部等の学生の卒前、卒後の教育、実習に関する事。
- (9) その他他室の所掌に属しない業務に関する事。

(薬品管理室)

第4条 薬品管理室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 薬品の出納保管及び検収に関する事。
- (2) 薬剤部薬品の品質管理に関する事。
- (3) 注射薬処方せんによる注射薬の交付に関する事。
- (4) 各科請求薬品の交付に関する事。
- (5) 麻薬、覚せい剤に関する事。
- (6) 注射薬処方せんの統計及び整理保存に関する事。

(調剤室)

第5条 調剤室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 入院及び外来処方せんの調剤に関する事。
- (2) 外来患者の服薬指導に関する事。
- (3) 入院及び外来処方せんの統計及び整理保存に関する事。

(製剤室)

第6条 製剤室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 各科請求の予製剤、特殊製剤等の調製に関する事。
- (2) 製剤の調製方法、品質管理等の研究に関する事。
- (3) 容器類の洗浄及び滅菌に関する事。
- (4) 蒸留水の製造及び品質管理に関する事。
- (5) 使用薬品の受払いに関する事。
- (6) 伝票等の統計及び整理保存に関する事。

(薬物動態解析室)

第7条 薬物動態解析室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 購入薬品、衛生材料、用具類の品質適否試験に関する事。
- (2) 食品及び水質等の試験に関する事。
- (3) 医薬品の試験、研究に関する事。
- (4) 薬物の血中濃度測定に基づく体内動態解析と投与設計及びこれらの提供に関する事。
- (5) 特殊製剤、試薬等の製造、精製、調製及びこれらの研究に関する事。
- (6) 薬剤部の試験研究及び報告に関する事。

(薬品情報室)

第8条 薬品情報室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 薬品情報の収集、整理及び提供に関する事。
- (2) 薬品情報の照会についての調査及び回答に関する事。
- (3) 薬品の副作用等使用上の注意に関する情報の収集及び伝達に関する事。
- (4) 宮崎大学医学部附属病院医薬品集及びドラッグインフォメーションマンスリーの編集に関する事。
- (5) 薬剤部に係る図書の整理保管に関する事。

(薬剤指導管理室)

第9条 薬剤指導管理室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 入院患者の服薬指導及び薬歴簿の記録・保管に関する事。
- (2) 病棟における薬剤管理指導及びその情報収集・提供に関する事。
- (3) 薬剤疫学の調査に関する事。

(職員)

第10条 薬剤部に病院規程第10条第2項に規定する者のほか、次の職員を置くことができる。

- (1) 薬剤部長補佐
 - (2) 室長
 - (3) 副室長
 - (4) 室長補佐
 - (5) 薬剤師
 - (6) その他の職員
- 2 薬剤部長補佐は、薬剤部長の命を受けて、薬剤部長の職務を補佐する。
 - 3 室長は、上司の命を受けて、当該室の業務を処理する。
 - 4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 5 室長補佐は、室長の命を受けて、室長の職務を補佐する。
 - 6 薬剤師は、上司の命を受けて、当該室の業務に従事する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、薬剤部の運営に関し必要な事項は、薬剤部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。